

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	16-1
処分の種類	ふ化業者登録の取消			
根拠法令条例等・条項	養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第10条第1項			
処分の概要	登録ふ化業者の登録の取消			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】養鶏振興法第10条第1項第1号から第5号</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ふ化場が登録ふ化業者としてのふ化場の要件に適合しなくなったとき。 2 新たにふ化場を開設した場合に、要件適合の確認を受けずに当該ふ化場において種卵をふ化する事業を行ったとき。 3 偽りその他不正な手段により確認又は登録を受けたとき。 4 養鶏振興法若しくは家畜伝染病予防法若しくはこれらに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。 5 ふ化業者が法人であって、その役員のうち、いかに該当する者がある場合。 <ol style="list-style-type: none"> (1)登録の取り消しを受けた日から2年を経過しない者。 (2)登録の取り消し以外に養鶏振興法若しくは家畜伝染病予防法若しくはこれらに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した日から2年を経過しない者。 			
基準の制定根拠	—			